

公告 第21号  
令和5年3月7日

東京鐵鋼健康保險組合  
被保險者 各位

東京鐵鋼健康保險組合

## 任意継続被保險者の標準報酬月額に関する公告

首題の件について、令和5年2月22日（水）第109回組合会で可決承認されましたので、健康保険法第47条第2項（任意継続被保險者の標準報酬月額）の規定により、任意継続被保險者の標準報酬月額について、以下のとおり公告致します。

### 記

1. 任意継続被保險者の標準報酬月額 資格喪失時の標準報酬月額  
※令和5年度より上限標準報酬月額の廃止
2. 適用期間 令和5年4月分から

以上